

伊予市役所 ☎982-1111(代)  
中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

平成17年度情報公開制度及び個人情報保護法の運用状況を公表します

総務課 (内線508)

【内閣総理大臣名の書状を贈呈します】

先の大戦において、外地等(事変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者は除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣名の書状を贈呈しております。

御本人又は御家族などからの御連絡をお待ちしております。

【請求期限】

平成19年3月31日まで

【請求用紙】

請求用紙は、福祉課の窓口にて用意してあります。(次のところに直接問い合わせても可。)

【問い合わせ先】

福祉課 (内線552)、又は総務省大臣官房管理室業務担当(〒100-8926、東京都千代田区霞が関2-1-2、☎03-5253-5182、☎03-5253-5190)へ。

市では、地方分権にふさわしい市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進するため、情報公開制度及び個人情報保護制度を実施しています。

情報公開制度とは、皆さんの「知る権利」を保障するため市が保有している情報を広く公開・提供する制度であり、個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報を守り、適正に取り扱うためのルールを定めた制度です。

■情報公開制度の運用状況

実施機関	内 容	件数	
市 長	公文書公開請求	18	
	決定通知	公開決定	12
		全部公開	1
		部分公開	11
	非公開決定	6	
	不服申し立て	0	

■個人情報保護制度の運用状況

平成17年度の個人情報開示請求はありませんでした。

平成18年度国民健康保険税の税率

	医療分		介護分	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
所得割	7.0/100	据え置きます	1.4/100	1.6/100
資産割	30.0/100		5.7/100	5.7/100
均等割	23,000円		7,700円	7,750円
平等割	26,000円		5,500円	5,550円

1世帯あたりの国民健康保険税額の決まり方

**医療分** 次の4つの項目を組み合わせて、1世帯ごとの保険税額が決まります。

<b>所得割</b> 世帯の所得に応じて計算	+	<b>資産割</b> 世帯の固定資産税額に応じて計算	+	<b>均等割</b> 世帯の被保険者数に応じて計算	+	<b>平等割</b> 1世帯につき
---------------------------	---	-------------------------------	---	------------------------------	---	----------------------

※税額の合計が53万円を超えた場合は、53万円となります。

**介護分** 国保に加入している40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)

<b>所得割</b> 第2号被保険者の所得に応じて計算	+	<b>資産割</b> 第2号被保険者の固定資産税額に応じて計算	+	<b>均等割</b> 第2号被保険者の人数に応じて計算	+	<b>平等割</b> 第2号被保険者がいる世帯につき
--------------------------------	---	------------------------------------	---	--------------------------------	---	-------------------------------

※税額の合計が9万円(平成17年度は8万円)を超えた場合は、9万円となります。

国民健康保険税額は、医療分と介護分の合計額であるため、年々増加する介護保険の費用に対応して、国民健康保険税も介護分について税額が引き上げられます。そのため、平成18年度では税率を左表のように変更します。

国民健康保険(国保)加入者の皆さんが病気やけがなどで医者にかかったときや介護サービスを受けたとき、その費用の一部を負担するだけです。国保が残りの経費を負担しているからです。保険税は、国保の運営を支える大切な財源です。納め忘れのないよう必ず期間内に納めましょう。

平成18年度国民健康保険税の税率について

税務課 (内線531~534)

## 国民年金保険料の免除制度が変わります

保険年金課（内線547）

『多段階の一部納付（免除）制度』が平成18年7月からスタートします。

国民年金保険料の月額額は13,860円（平成18年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしないでいただくことにより、保険料の納付が免除、又は、一部納付（一部免除）となる制度があります。

保険料の免除制度は、「全額免除」・「半額納付制度」の2種類でしたが、平成18年7月から、「4分の1納付制度」・「4分の3納付制度」の2種類が新たに加わり、全額免除制度と3段階の一部納付制度になります。

一部納付する場合の月々の保険料は次のとおりです。  
 ○4分の1納付 3,470円  
 ○2分の1納付 6,930円  
 ○4分の3納付 10,400円

これらの制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であることが条件です。

国民年金の給付の3分の1は国庫負担でまかなわれているため、保険料が免除された期間は、老齢基礎年金の計算の際に国庫負担に相当する額が年金額に反映されま

す。また、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合の受給資格にも含まれるため安心です。

ただし、一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合には、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間に含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

### 免除された保険料の追納について

免除又は猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に納付することができます。ただしこの場合、承認された期間が属する年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて一定の加算額が加わります。

## 国民健康保険の「被保険者証」を交付します

現在、国民健康保険に加入している皆さんがお持ちの「被保険者証」は、8月1日（有効期限平成18年7月31日）から利用ができません。

そこで、新しい被保険者証を7月中にお手元へ郵送します。ただし、長期間国保税を納付していない方は、窓口で納付相談の後、被保険者証を交付します。

なお、住所変更などで郵便物が届かない方は、保険年金課窓口で交付します。

## 国民健康保険「高齢受給者証」をお持ちの方へ

国民健康保険では、8月1日現在で「高齢受給者証」をお持ちの方の一部負担金割合を、平成17年中の所得にもとづき、次のとおり見直します。新しい「高齢受給者証」は、7月末に郵送でお届けしますので、8月からは新しいもので受診してください。

### 【一定以上所得者は2割負担】

※平成18年10月以降は、3割負担になります。

同一世帯の国保加入者で、70歳以上の方及び70歳未満で老人医療受給対象者のうち、所得の合計額

から地方税法に規定する各種控除をした後の金額が145万円以上の方がいる場合は、医療費の2割を負担することになります。

### 【一般は1割負担】

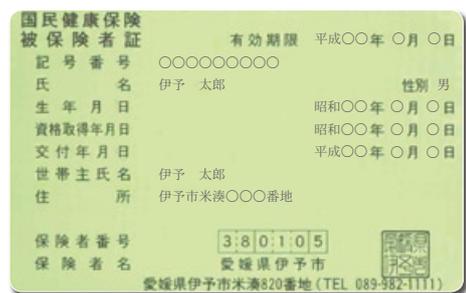
一定以上の所得者に該当しない方の医療費は、1割負担です。

### ※「高齢受給者証」は、国民健康保険加入者のうち、昭和7年10月1日以降

に生まれた方で70歳以上の方に交付されています。

### 【問い合わせ】

保険年金課（内線545）へ。



**戦没者等の「ご遺族の皆様へ」  
「ご遺族に対する特別弔慰金が支給されます」**

福祉課（内線552）

**■支給の対象者**

平成17年4月1日において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位の「ご遺族」お一人に特別弔慰金（第8回特別弔慰金）が支給されます。

1. 平成17年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していた①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹（戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。）
4. 前記3以外の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5. 前記1～4以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有している方に限られます。）

**■支給内容**

額面40万円、10年償還の記名国債（年間4万円、10年間）

**■請求期限**

平成20年3月31日

**■請求・問い合わせ**

福祉課、又は各地域事務所総合窓口へ。

**人権擁護委員です**

こんにちは  
7月1日付けで次の方が  
人権擁護委員に委嘱されました。



城戸 健さん（双海町串）  
☎98710104

**障害者相談員が  
心身障害者の福祉相談に応じます**

福祉課（内線553・556）

**心身障害者相談員は、日常から**

心身障害者やその家族の相談に応じて、必要な助言や関係機関へ連絡を取るなどして、自立更生を支援し、社会参加を促進するほか、障害者の地域活動の中心となつて障害福祉の普及に努めています。市の『障害者相談員』は次の方々です。  
※相談は無料で秘密は固く守られます。

**■身体障害者相談員**

藤岡健次さん（米 湊）  
☎98212170

水田恒二さん（本 郡）  
☎98213675

山下静雄さん（中山町中山）  
☎96711023

**■知的障害者相談員**

長戸和子さん（米 湊）  
☎98214547

**中小企業振興資金融資制度**

産業経済課（内線573）

市内で1年以上、中小企業を経営されている個人又は法人の方に、事業に必要な運転資金や設備資金を低利で融資する制度を設けています。お気軽にご利用ください。

**■融資を受けることができる方**

○市内に住居又は事業所があり、市税を完納している方

○愛媛県信用保証協会業務取扱規定に適合する方

**■融資条件**

○融資限度額 50万円

○融資期間 60か月以内

○返済方法 原則として分割払い（一括払いも可）

**■貸付利率**

年2・15%（国民金融公庫普通貸付利率の0・3%引き、6月末日の変動利率）

○保証人 市内に1年以上住み、市税を完納している方1人以上（法人は2人以上）



休日の市税等納付窓口を開設します

仕事などで「平日は、税金を納めるために金融機関や市役所に行く時間がない。」といった方々にも納税していただくことができるように、毎月第4日曜日に「休日納付窓口」を開設します。中山・双海地域事務所では実施しません。  
納税のほかにも、各料金のお支払いや納付相談などができますのでご利用ください。

【実施予定日】

- 7月23日(日)、8月27日(日)、9月24日(日)、10月22日(日)、11月26日(日)、12月24日(日)、1月28日(日)、2月25日(日)、3月25日(日)

【時間】

8時30分～17時

【場所】

伊予市役所1階会計課収納窓口  
(正面から入って左へ)

【内容】

○市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)  
○各料金(介護保険料、上下水道料金、下水道受益者負担金、保育料、幼稚園の保育料、市営住宅家賃、)

施設使用料等の収納

※施設使用料については納付書を持参してください。  
※簡易水道については水道課へ、集落排水事業については下水道課へお問い合わせください。

○税金を納めることが困難な方への納税相談

【問い合わせ】

- 市税 会計課収納(内線548)
- 介護保険料 長寿介護課(内線559)
- 上下水道料金 水道課(内線712)
- 下水道受益者負担金 下水道課(内線576)
- 保育料 保育所
- 幼稚園 福祉課(内線539)
- 教育委員会(内線722)
- 市営住宅家賃 都市整備課(内線595)
- 施設使用料 各施設申請窓口



上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話	
7	1(土)	未来設備	尾 崎 983-5282	
	2(日)	(株)伊予設備	米 湊 983-4613	
	8(土)	岩井水道工業所	大 平 983-3066	
	9(日)	(有)協和設備工業	上吾川 983-4185	
	15(土)	功栄設備	中 村 982-5888	
	16(日)	K・シマダ	下吾川 983-6553	
	17(月)	(有)港南設備	稲 荷 982-4487	
	22(土)	佐伯工業所	灘 町 983-1244	
	23(日)	(株)佐々木工業所	湊 町 983-0450	
	29(土)	武智水道工業(株)	上三谷 982-1268	
	30(日)	豊田設備	下吾川 982-6867	
	8	5(土)	(有)二宮水道工業	下吾川 983-2819
		6(日)	友澤設備	大 平 982-1381
		12(土)	西岡建材(株)	下吾川 983-1598
13(日)		(有)ハヤシ設備工業	上吾川 983-0398	

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

- 中山地区 (有)升田金物店 ☎967-0067
- (有)田中興業 ☎967-0558
- (株)中山建設 ☎967-1035
- (有)栄電機設備 ☎967-1318
- 双海地区 藤岡工業(株) ☎986-0350

= 市内の交通事故状況 =

(5月末日現在)

	5月	累計	前年比
発 生	20件	103件	-7件
死 者	1人	2人	-4人
傷 者	26人	136人	-1人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(5月末日現在)

	5月	累 計	前年比
侵 入 盗	6件	27件	-2件
自 動 車 盗	0件	1件	-2件
オートバイ盗	0件	6件	-2件
自 転 車 盗	8件	28件	-1件
車上ねらい	5件	21件	-4件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
水の事故から身を守ろう。

伊予消防署 ☎982-0657

今年も夏がやってきました。この季節は一年中で最も水の事故が多くなる季節です。

水は私たちが生きていくうえでなくてはならないものですが、一つ間違えれば生命にかかわる重大な事故につながります。こうした水による事故は、一瞬の気の緩みや不注意から起きています。水のある所には事故の危険性があることを忘れずに周囲の人が気を配り、事故を未然に防ぐようにしましょう。

**こんな場所には要注意！**

**■家庭内**

- 水の入っている浴槽、洗濯機
- 家で遊ぶビニールプール
- 庭の池など

※好奇心があり、活発な乳幼児の事故は、周囲の大人が気を配って予防する以外に方法はありません。日ごろから子どもの行動を予測して環境の整備を心掛けておきましょう。

**■家の周囲**

- ため池や用水路
- 工事現場
- 使われていない井戸
- ふたのないマンホール

○「危険」の表示がある場所  
※子どもは危険な場所ほど興味をもちますが、危険かどうかの判断ができません。実際に家の周囲の危険な場所を見せて指導しておくのも事故を防止する一つの方法です。

**子どもが泳ぎに行くときは…**

- どこへ行くのか聞く(海、川に子どもだけで行かせない)
- だれと行くのか聞く(一人では行かせない)
- いつ帰るか聞く(約束の時間内に帰らせる)
- 泳ぐ時の注意点を言い聞かせる
- 行く前に必ず健康をチェックする。(顔色は良いか、熱はないか、風邪を引いていないか、疲れていない様子はないか)など



**救助隊の力強い味方 『大型油圧器具』**



スプレッター・ラムシリンダー・カッター

救助出動の約40%は交通事故による出動です。この交通事故で車から出られなくなった人を救出するための資器材が大型油圧器具です。

スプレッターは、先端のはさみのような部分で隙間を広げる時に使います。

また、カッターはその名の通り、先端の刃の部分で車のドアな

どを切断するために使います。ラムシリンダーは棒が伸びる構造になっており、隙間を広げたり、物を持ち上げる時に使用します。救助隊は、このような資器材を使い分けて安全・確実・迅速に救出できるように努力しています。



**■伊予市管内の火災と救急出場件数 (5月末日現在)**

種別	5月分			累計(1月から)				
	火災件数	本庁 0	中山 0	双海 0	0	本庁 5	中山 2	双海 1
救急出場件数	本庁 108	中山 20	双海 26	154	本庁 578	中山 84	双海 102	764

☎ **火災・救急 → 119**  
火災救急病院 案内 982-5959